

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000k <sub>l</sub> 以上5,000k <sub>l</sub> 未満のもの 1件につき 820,000円 危険物の貯蔵最大数量が5,000k <sub>l</sub> 以上10,000k <sub>l</sub> 未満のもの 1件につき 990,000円 危険物の貯蔵最大数量が10,000k <sub>l</sub> 以上50,000	消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000k <sub>l</sub> 以上5,000k <sub>l</sub> 未満のもの 1件につき 820,000円 危険物の貯蔵最大数量が5,000k <sub>l</sub> 以上10,000k <sub>l</sub> 未満のもの 1件につき 990,000円 危険物の貯蔵最大数量が10,000k <sub>l</sub> 以上50,000

k ℓ未満のもの  
1件につき  
1,100,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k ℓ以上  
100,000 k ℓ未  
満のもの 1件  
につき  
1,400,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
100,000 k ℓ以  
上200,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
1,640,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
200,000 k ℓ以  
上300,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
3,850,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
300,000 k ℓ以  
上400,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
5,090,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
400,000 k ℓ以  
上のもの 1件  
につき  
6,290,000円  
浮き屋根を有す  
る特定屋外貯蔵  
タンクのうち総  
務省令で定める  
ものに係る特定  
屋外タンク貯蔵  
所及び浮き蓋付

k ℓ未満のもの  
1件につき  
1,100,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k ℓ以上  
100,000 k ℓ未  
満のもの 1件  
につき  
1,400,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
100,000 k ℓ以  
上200,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
1,640,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
200,000 k ℓ以  
上300,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
3,850,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
300,000 k ℓ以  
上400,000 k ℓ  
未満のもの 1  
件につき  
5,090,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が  
400,000 k ℓ以  
上のもの 1件  
につき  
6,290,000円  
浮き屋根を有す  
る特定屋外貯蔵  
タンクのうち、  
総務省令で定め  
るものに係る浮  
き屋根式特定屋  
外タンク貯蔵所

きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000k<sub>l</sub>以上5,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が5,000k<sub>l</sub>以上10,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,330,000円

危険物の貯蔵最大数量が10,000k<sub>l</sub>以上50,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,480,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000k<sub>l</sub>以上100,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,830,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000k<sub>l</sub>以上200,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

2,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000k<sub>l</sub>以上300,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

危険物の貯蔵最大数量が1,000k<sub>l</sub>以上5,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が5,000k<sub>l</sub>以上10,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,330,000円

危険物の貯蔵最大数量が10,000k<sub>l</sub>以上50,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,480,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000k<sub>l</sub>以上100,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

1,830,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000k<sub>l</sub>以上200,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

2,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000k<sub>l</sub>以上300,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき

	<p>4,330,000円  危険物の貯蔵最大数量が  300,000kℓ以上400,000kℓ未満のもの 1件につき  5,570,000円  危険物の貯蔵最大数量が  400,000kℓ以上のもの 1件につき  6,770,000円</p>		<p>4,330,000円  危険物の貯蔵最大数量が  300,000kℓ以上400,000kℓ未満のもの 1件につき  5,570,000円  危険物の貯蔵最大数量が  400,000kℓ以上のもの 1件につき  6,770,000円</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。